

こんな時は届け出をお願いします

問／総合窓口課 内2612～7 ☎463-2605 内間木支所 ☎471-1632
朝霞台出張所 ☎467-1115 朝霞駅前出張所 ☎452-6000



戸籍の届け出および住民登録の異動は、それぞれ法律等の規定によって定められています。次のような場合は、速やかに総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所に届け出てください。

なお、朝霞台出張所では土曜日、朝霞駅前出張所では日曜日でも届け出を受け付けています（年末年始を除く）。

戸籍に関する届け出

●赤ちゃんが生まれたときは

出生届

届出期間／生まれた日から14日以内

届出先／出生地、父母の本籍地、届出人の所在地の市区町村役場のいずれか



届出人／父または母、同居者、出産に立ち会った医師、助産師、その他の者の順

届出に必要なもの／出生証明書（届書中、医師または助産師が記入）・母子健康手帳・印鑑（届出人のもの）・生計主の健康保険証および預金口座のわかるもの

※命名は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナに限ります。

●結婚するときは

婚姻届

届出期間／届出が受理された日から効力が発生

届出先／夫か妻の本籍地、届出人の所在地の市区町村役場のいずれか

届出人／婚姻の当事者

届出に必要なもの／双方の戸籍謄本または抄本（届出先に本籍がない方のもの）・婚姻当事者の印鑑（一方は旧姓）・届出書に証人（成人2名）の署名押印・届出人の本人確認ができるもの^{※1}

※婚姻する方が未成年であるときは、その方の父母の同意が必要です。

※外国籍の方と婚姻する場合は、届出に必要なものが異なりますので事前にお問い合わせください。



●離婚するときは

離婚届

届出期間／届出が受理された日から効力が発生

届出先／夫婦の本籍地、届出人の所在地の市区町村役場のいずれか

届出人／夫および妻（裁判離婚の場合は申立人）

届出に必要なもの／婚姻中の戸籍謄本、印鑑（夫と妻別のもの）・協議離婚は届出書に証人（成人2名）の署名押印・届出人の本人確認ができるもの^{※1}

※婚姻により氏が変わった方は、離婚によって婚姻前の戸籍に戻る（復籍）か、単独で新戸籍を編製できます。

※裁判離婚の場合の届出期間は確定日から10日以内

※このほかに、転籍届、認知届、養子縁組届、養子離縁届、入籍届、分籍届などの届け出があります。詳しくは、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所にお問い合わせください。

住民登録(住民異動)に関する届け出

●市内に転入したときは

転入届

届出事由／ほかの市区町村から朝霞市に転入

届出期間／転入した日から14日以内

手続きに必要なもの／前に住んでいた市区町村発行の転出証明書・国民年金手帳（加入者）・前に住んでいた市区町村発行の介護保険受給資格証明書（介護保険認定者）・届出人の本人確認ができるもの^{※1}・委任状（代理人が届出の場合）

※国外から転入してきたときには、パスポートおよび戸籍謄本、戸籍の附票が必要になります。

●市外へ引っ越すときは

転出届

届出事由／朝霞市からほかの市区町村に転出

届出期間／転出をする前（転出予定日・転出先の住所が決まったとき※転出日のおおむね14日前から）

手続きに必要なもの／印鑑登録証（登録者）・住民基本台帳カード（保有者）・国民健康保険証（加入者）・後期高齢者医療被保険者証（該当者）・介護保険被保険者証（該当者）・子ども医療受給者資格証（受給者）・届出人の本人確認ができるもの^{※1}・委任状（代理人が届出の場合）



●市内で住まいが変わったときは

転居届

届出事由／朝霞市内で転居

届出期間／転居した日から14日以内

手続きに必要なもの／国民健康保険証（加入者）・住民基本台帳カード（顔写真付保有者）・後期高齢者医療被保険者証（該当者）・介護保険被保険者証（該当者）・子ども医療受給資格証（受給者）・届出人の本人確認ができるもの^{※1}・委任状（代理人が届出の場合）

※アパートや寮など、同じ建物内で部屋が変わった場合でも転居届をお出しください。

●世帯主や家族が変わったときは

世帯変更届

届出事由／世帯主の変更、世帯の分離または合併

届出期間／変更した日から14日以内

手続きに必要なもの／国民健康保険証（加入者のみ、世帯合併のときは、両方の被保険者証）・後期高齢者医療被保険者証（該当者）・子ども医療受給資格証（受給者）・届出人の本人確認ができるもの^{※1}・委任状（代理人が届出の場合）

※1 届出人の本人確認ができるものとは運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（顔写真付）などです。

※詳しくは、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所にお問い合わせください。なお、学校の転校手続きなど、本庁担当課で手続きが必要な場合があります。